

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 8 日 (金) 第3500号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2 件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 2
- 家畜伝染病予防法に基づく検査の実施 (11件) (畜産課取扱い) 2
- 家畜伝染病の発生 (畜産課取扱い) 6
- 土地改良区の役員の退任の届出 (農地整備課取扱い) 7
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 7
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 7
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 7
- 道路の供用の開始 (3 件) (道路維持課取扱い) 7
- 事業施行についての周知措置 (都市計画課取扱い) 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の廃止 (2 件) (鹿児島地域振興局取扱い) 9
(南薩地域振興局取扱い) 10

公 告

- 一般競争入札公告 (2 件) (かごしま県民交流センター取扱い) 10

公 安 委 員 会 規 則

- 交番, 駐在所等の名称, 位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 (※)
(地域課取扱い) 13

告 示

鹿児島県告示第167号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第50条第1項の規定により, 次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

平成31年 3 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定障害福祉サービス事業者			取消年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ドリーム南さつま	南さつま市加世田津貫14215番	特定非営利活動法人ドリーム南	南さつま市加世田津貫14215番	中江 達好	平成31年 1 月 29 日	就労継続支援 B 型

	地1	さつま	地1			
--	----	-----	----	--	--	--

鹿児島県告示第168号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
アイリス薬局	指宿市十町1144	平成31年 3月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
中郷マリンバ薬局	薩摩川内市中郷一丁目12番21 号	平成31年 3月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
ぎんざ薬局 薩摩郡さつま町広瀬668- 3	名称	ぎんざ薬局求 名店	ぎんざ薬局	精神通院医療
	所在地	薩摩郡さつま 町求名2609- 1	薩摩郡さつま 町広瀬668- 3	

鹿児島県告示第171号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ病及び結核病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛
- 検査の方法
ブルセラ病にあつては急速凝集反応検査、酵素免疫測定法、疫学的検査又は臨床検査、結核病にあつてはツベルクリン検査、疫学的検査又は臨床検査
- 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで の間において検査の対象となる家畜が所在する

区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第172号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。
- 2 検査の方法
酵素免疫測定法，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第173号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬伝染性子宮炎の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法
細菌学的検査，血清学的検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第174号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法
凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
--------	-------

県 下 全 域	平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日
---------	--

鹿児島県告示第175号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成31年 3 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚（オーエスキー病にかかっていない旨の証明書を有するものを除く。）で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
- (2) 県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

ラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第176号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成31年 3 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 種類
家きん（鶏，あひる，うずら，きじ，だちょう，ほろほろ鳥及び七面鳥）
- (2) 範囲

県内で家きんを100羽以上（だちょうについては，10羽以上）飼養する農家で，別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法，寒天ゲル内沈降反応検査，その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第177号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、蜜蜂^その腐蛆病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成31年 3 月 8 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養され、転飼をしようとする蜜蜂及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める蜜蜂
- 2 検査の方法
肉眼検査、細菌学的検査、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第178号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県内で飼育している越冬していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
- 2 検査の方法
中和試験、ウイルス学的検査、疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第179号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、雄牛のブルセラ病、結核病、牛カンピロバクター症及びトリコモナス病、供卵牛の結核病、種豚のブルセラ病及びオーエスキー病並びに種馬の馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種付け又は家畜人工授精の用に供し、若しくは供する目的で飼育している雄牛、雄豚及び雄馬で種畜検査を受検するもの並びに家畜受精卵移植の用に供する受精卵の採取の用に供する牛
- 2 検査の方法
ブルセラ病にあつては凝集反応検査、酵素免疫測定法、疫学的検査又は臨床検査、結核病にあつてはツベルクリン検査、疫学的検査又は臨床検査、牛カンピロバクター症にあつては蛍光抗体法、培養検査、疫学的検査又は臨床検査、トリコモナス病にあつては顕微鏡検査、疫学的検査又は臨床検査、オーエスキー病にあつてはラテックス凝集反応法、酵素免疫測定法、中和試験、疫学的検査又は臨床検査、馬パラチフスにあつては凝集反応検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第180号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚コレラの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

豚

(2) 範囲

県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法，中和試験，その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第181号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ヨーネ病の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種付けの用に供し，又は供する目的で飼育している雄牛

(2) その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの

2 検査の方法

予備的抗体検出法，リアルタイムPCR法，ヨーニン検査，疫学的検査，臨床検査又は細菌検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第182号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により，次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	1	南九州市	平成31年2月27日

鹿児島県告示第183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、徳之島用水土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

退任した役員の氏名及び住所

理事 大久 幸助 大島郡天城町浅間652番地1

理事 徳田 睦男 大島郡天城町岡前1919番地4

鹿児島県告示第184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び農道整備）畦布第二地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年3月11日から同年4月8日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備開闢地区の換地計画に係る換地処分を、平成31年2月18日に行った。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第186号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から平成29年11月10日鹿児島県告示第1083号で告示した公共測量の実施は、平成31年1月31日終了した旨の通知があった。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	湯湾新村線	大島郡宇検村大字湯湾字茅田1810番3地先から1821番3地先まで	平成31年3月8日

鹿児島県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	飯山喜入線	南九州市穎娃町牧之内字狐ヶ平13112番1地先から13135番1地先まで	平成31年3月8日

鹿児島県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月8日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	国頭知名線	大島郡知名町大字正名字田皆道668番1地先から同町大字正名字宇佐川608番1地先まで	平成31年3月8日

鹿児島県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり九州地方整備局長の認可の告示があった。

平成31年3月8日

鹿児島県知事 三反園訓

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 鹿児島都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・94号催馬楽坂線

2 施行者の名称

鹿児島県

3 事務所の所在地（事務所の名称）

鹿児島市小川町3番56号（鹿児島地域振興局建設部土木建築課）

4 事業地の所在

- (1) 収用の部分

平成17年九州地方整備局告示第74号及び平成24年九州地方整備局告示第80号の事業地のうち鹿児島市上竜尾町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分
変更なし

5 告示年月日及び番号

平成31年 2 月21日九州地方整備局告示第14号

鹿児島地域振興局告示第 8 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成31年 3 月 8 日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後デイサービスふきのとう	鹿児島市西田三丁目33番17号	特定非営利活動法人かごしまコネクションズ	鹿児島市西千石町11番21号鹿児島MSビル5F	井上 大地	平成30年11月1日	放課後等デイサービス
たけSPO	鹿児島市石谷町2045番地1	合同会体育心会	鹿児島市石谷町2045番地1	坂上 竜次	平成30年12月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
放課後等デイサービスりふとおふ	鹿児島市紫原二丁目23番8号3F	医療法人常清会	鹿児島市南新町1番29号	川池 浩二	平成31年1月1日	放課後等デイサービス
キッズデイ未来への翼	鹿児島市平川町768番地12	特定非営利活動法人未来への翼	鹿児島市慈眼寺町11番30号（2F）	枇榔 幸代	平成31年2月1日	保育所等訪問支援

鹿児島地域振興局告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成31年 3 月 8 日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援センターうめの里	日置市日吉町日置字梅山197番地	社会福祉法人日置福祉会	日置市日吉町日置字梅山197番地	東 正樹	平成31年3月31日	就労移行支援

鹿児島地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成31年 3 月 8 日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		指定一般相談支援事業者			廃止年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

曙福祉会相談支援事業所	日置市吹上町湯之浦2758番地	社会福祉法人曙福祉会	日置市吹上町湯之浦2758番地	佐野 公一	平成31年3月31日	地域移行支援・地域定着支援
-------------	-----------------	------------	-----------------	-------	------------	---------------

南薩地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成31年3月8日

南薩地域振興局長 五田嘉博

事業所		指定一般相談支援事業者			廃止年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
相談支援事業所 彩	南さつま市加世田内山田2580番地	社会福祉法人権原寿恵会	佐賀県鳥栖市村田町1250番地1	中川原三和子	平成31年4月1日	地域移行支援・地域定着支援

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成31年3月8日

かごしま県民交流センター副館長 帖佐訂

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

建築物の清掃サービス（かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地等の清掃業務）

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 履行場所

かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地等

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付けに限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成31年3月22日午前10時
 - イ 場所 かがしま県民交流センター東棟4階中研修室第3
鹿児島市山下町14番50号
- (3) 入札説明書
- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
 - (㊦) 交付場所 かがしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号
 - (㊧) 交付期限 平成31年3月15日午後5時15分
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
免除する。
- 6 入札の無効
- 次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
 - (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格
設定する。
- 9 契約書案の提出
- 落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しな

ければならない。

- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
かごしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816
電話番号 099-221-6602

11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成31年度予算が成立しないときは実施しない。
(2) この入札に係る契約は、平成31年4月1日に確定する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成31年3月8日

かごしま県民交流センター副館長 帖佐訂

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
かごしま県民交流センター等警備業務委託
(2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
(3) 履行期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
(4) 履行場所

かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地内

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
(2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年3月22日午前10時50分

イ 場所 かごしま県民交流センター東棟4階中研修室第3
鹿児島市山下町14番50号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

㊦ 交付場所 かごしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号

㊧ 交付期限 平成31年3月15日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

電話番号 099-221-6602

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成31年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成31年4月1日に確定する。

公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第2号

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島中央警察署の部御着屋交番の項の次に次のように加える。

鹿児島中央警察署	荒田交番	鹿児島市下荒田三丁目	鹿児島市高麗町，荒田一丁目，荒田二丁目，上荒田町（分割），郡元一丁目（分割），上之園町，下荒田一丁目～四丁目，天保山町，与次郎一丁目，与次郎二丁目
----------	------	------------	---

別表鹿児島中央警察署の部上荒田交番の項及び下荒田交番の項を削り，同表霧島警察署の部隼人交番の項を次のように改める。

霧島警察署	隼人交番	霧島市隼人町内山田一丁目	霧島市隼人町内山田，隼人町内山田一丁目～四丁目，隼人町神宮一丁目～六丁目，隼人町真孝，隼人町見次，隼人町小田，隼人町内，隼人町朝日，隼人町姫城，隼人町住吉，隼人町野口，隼人町野久美田，隼人町小浜，隼人町東郷，隼人町東郷一丁目，隼人町西光寺，隼人町姫城一丁目～三丁目，隼人町松永，隼人町松永一丁目，隼人町松永二丁目，隼人町嘉例川（空港区域内を除く。）
-------	------	--------------	--

別表霧島警察署の部浜之市交番の項及び日当山交番の項を削る。

附 則

この規則は，平成31年3月18日から施行する。